

○基本構想等策定の先進事例や現場の実態・課題等の把握のため、国土交通省において、自治体等にヒアリングを実施。

①基本構想等を未策定の自治体

○基本構想未策定の理由について

- ・個々の対応により、ある程度バリアフリー化できているため。
- ・担当部局がなく、人員やノウハウが不足しているため。
- ・バリアフリー化の方針等を取りまとめる部局がないため。
- ・バリアフリー整備については、条例に基づく施設整備マニュアルに則って事業を進めているため。

○他の行政計画との連携について

- ・バリアフリー計画は、市全体をどうしていくかという包括的なイメージが強い。まちづくり計画と一本化できるかが課題。
- ・地域公共交通計画においてバリアフリーについて記している箇所は極めて少なく、一体化のメリットが薄い。
- ・他の計画との連携・整合は必要だが、一体化する必要性は無い。
- ・立地適正化計画は、一定の地区においてバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する基本構想等とは目的が異なる。

②基本構想等策定中の自治体

○基本構想等を策定する経緯や理由について

- ・駅の設備の設置、維持が懸念となっているが、基本構想を策定し行政で事業費を負担することによって鉄道事業者と協議するため。
- ・昭和の時代から街並みが変わっておらず、段差が多い等バリアフリー化が進んでいないという実情があった。現在鉄道新駅の開業が見込まれるため、それを契機として駅前の整備を含めたバリアフリー化を進めていく考えから、計画の策定に至った。

○基本構想策定に係る課題について

- ・鉄道駅整備に係る事業や負担割合に関する鉄道事業者との調整。

○他の行政計画との連携や一本化について

- ・他の計画でバリアフリーの記載をしていますが財源に限りがあるため整備が最低限に留まることや、計画ごとに整備内容にばらつきが発生することを懸念している。

③基本構想のみ策定している自治体

○基本構想策定のメリットについて

- ・地域で町の現状を知る機会が得られたことや、自治体としてバリアフリー政策に積極的に取り組んでいる姿勢を示すことができた。
- ・バリアフリー基本構想を策定したことで、今後の施設の整備や改修をする際にバリアフリーの方向性や意識付けができればよいと思う。

○基本構想策定の課題について

- ・専門的な知識について課題があるため、技術的な支援があるとよい。
- ・事務的作業は1名体制、協議会の対応は職員の応援があったが、コンサル事業者の協力はあったものの極めて厳しい状況だった。

○他の行政計画との連携について

- ・他の計画と一体的に策定することは、関連する項目がいろいろあるため、本来はよいことだと思うが、小さな自治体ではやはり体制が問題になる（各担当者が同じ熱意でやればよいものができるが、そうでなければどこかが欠落した計画になる）。

自治体へのヒアリングで得られた主な意見

④ マスタープラン・基本構想を策定済みの自治体

- 基本構想等の作成のメリットについて
 - ・基本構想等を策定したことにより、庁内でのバリアフリーの意識醸成が高まり、各所管施設でのバリアフリー化の検討が進んでいる。
 - ・マスタープランはソフト面の取組も含め、建築物や公園等、市全域に及んでいることが詳細に書き込めるほか、コラム欄を活用するなどして、将来のより良い姿を示すことができおり、円滑な協議の材料になっていると感じている。
- マスタープランと基本構想をそれぞれ作成した理由について
 - ・複数基本構想を策定する予定だがマスタープランを先に策定して整備地区を決定したため。
 - ・マスタープランを先に策定してから基本構想を策定したことにより、協議会に参加する関係部署等に対して準備や周知期間を設けるため。
- 基本構想等策定に係る課題について
 - ・マスタープランの性質上、具体的な整備をどう進めていくのかという部分が明確化できなかったこと。
 - ・他市の事例を参考に手探りで進めたことや、まち歩き点検のルートを選定方法等がわからなかったこと。
 - ・国や県、庁内関係部署との協議や連携について時間を要したほか、人員不足による策定に係る多業務の発生も課題だった。

⑤ マスタープラン・基本構想を同時に策定している自治体

- 基本構想等の作成のメリットについて
 - ・基本構想等の策定に当たり、地域の課題解決のため、法定協議会で施設設置管理者が構成員として参画することで、意思統一を図ることが出来た。
 - ・基本構想等を策定することで、「自治体としてバリアフリー政策にしっかり取り組んでいる」という姿勢を対外的に示すことができること。
 - ・関係する事業者との調整が円滑になったこと。
 - ・他の業務等の兼ね合いで、バリアフリー整備が必ずしも十分に進まない状態であったが、基本構想等を策定することによって、バリアフリー整備を一体的に取り組めるきっかけとなったこと。
- マスタープランと基本構想を同時作成した理由について
 - ・重点整備地区の候補地検討のタイミングでマスタープラン制度が新設されたことから、一緒に策定。
- 同時作成によるメリットについて
 - ・他計画と統合したことにより、一体的に進行管理が行えるため、運用の効率化に繋がった。また、各計画で共通する事項もあったため、引用・策定事項が減り、ページ数の削減に繋がった。